

令和7年蘭越町議会第4回定例会会議録

○開会及び延会

令和7年12月8日

開 会 午前10時00分

延 会 午前11時26分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（10名）	1番	佐々木雄三	2番	北山	正一
	3番	淀谷 融	5番	金安	英照
	6番	向山 博	7番	難波	修二
	8番	赤石 勝子	9番	柳谷	要
	10番	永井 浩	11番	熊谷	雅幸

欠席（ 0名）

○会議録署名議員

6番 向山 博 7番 難波 修二

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	小林 俊也
教育長	渡邊 貢	総務課長	梅本 聖孝
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	福原 明美
健康推進課長	谷口 敦哉	建設課長	北山 誠一
商工労働観光課長	水上 昭広	総務課参事	亀山 亨
教育次長	今野 満	代表監査委員	天水さとい

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 津村 智之 書記 及川 拓真

○議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明
日程第4	一般質問 淀谷 融

○議長（熊谷雅幸） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

これより、令和7年第4回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和7年第3回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、本日の会議中、総務課広報広聴係の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（熊谷雅幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番向山議員、7番難波議員を指名いたします。

○議長（熊谷雅幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長からお諮り願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） 令和7年第4回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から明日9日までの2日間といたします。

日程につきましては、皆様にお配りしております日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からのお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から明日9日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は2日間とすることに決定いたしました。

○議長（熊谷雅幸） 日程第3、町長の行政報告及び提案理由の大

網説明を願います。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第4回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、まずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第4回蘭越町議会臨時会が開催されました10月28日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告をさせていただきます。

1ページ、10月29日、水曜日、9時00分から、この日は、北海道原子力防災総合訓練が管内の住民避難区域及び屋内退避区域の町村で行われ、本町も参加をしております。

この訓練は、原子力防災対策が円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携や防災技術関係者の技術向上を図ることを目的に実施されたものでございます。北海道南西沖を震源とする地震が発生し、地震後、泊発電所3号機において、設備故障により原子炉が冷却できなくなる事故が想定されております。

訓練では、北海道原子力災害対策本部員会議の設置や、オフサイトセンターへの副町長や運営職員の派遣を行っております。

その後、国、北海道、後志管内市町村や関係団体が参加する原子力災害合同対策協議会全体会議及び北海道災害対策本部会議へTV会議で出席をし、発電所事故に係る緊急事態宣言が発出されたという想定で訓練を行い、有事の際の行動や役割について確認を行うことができました。

周辺町村においては、孤立地域が発生した場合を想定したヘリコプターによる避難やドローンによる災害対応訓練、避難経路の緊急迂回誘導訓練や外国人の円滑な避難対策が実施され、地域住民の防災意識の高揚と防災対策に関する理解促進に努められました。

10月30日、木曜日、14時45分から、この日はらんこし米のPRのため、北海道庁に出向き、鈴木北海道知事を表敬訪問し、新米らんこし米を贈り、PRを進めたところでございます。今回は、女性農業者として町内の松田夕貴さん、若手農業者として中山力也さん、JAようてい青年部蘭越支部長日置衛さんが同行し、知事とらんこし米について

懇談をいたしました。

また、道庁農政部職員や各部幹部職員にも新米らんこし米のPRを実施したところでございます。

3ページ、11月17日、月曜日、この日は札幌パークホテルにおいて、人材派遣道内大手のキャリアバンク株式会社前代表取締役社長故佐藤良雄お別れの会へ副町長が代理で参列をしております。

10月16日に御逝去された故佐藤良雄様におかれましては、令和2年度蘭越町善行表彰を受賞されており、蘭越町ふるさとを想うまちづくり事業に多額の寄附をされ、本町のまちづくりに多大な貢献をされました。

お別れの会には、道内の経済関係者ら約1,000人が故人を偲び、遺影が置かれた祭壇に静かに手を合わせておりました。

4ページ、11月22日、土曜日、10時から、この日は第14回米ー1グランプリ in らんこしが開催され、開会式で歓迎の御挨拶を申し上げます。

本大会には全国各地から過去最高の415品の出品があり、予選審査を勝ち抜いた30品、30名が出席、うち蘭越町生産者4名による決勝大会が、審査員11名の審査によるトーナメント方式で行われました。

また、中村衆議院議員、大築衆議院議員、山口北海道農政部食の安全推進監も御来場いただき、盛会のうちに終了をしております。

結果は、御承知と思いますが、グランプリに岐阜県飛騨市の永田政和さんのゆうだい21が選ばれ、蘭越町生者の4名はいずれも準決勝進出を逃したところでございます。

向山実行委員長をはじめ、実行委員の皆さんには御尽力いただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

11月28日、金曜日、8時30分から、この日は昆布温泉病院の榎野院長、平田事務長、高橋事務次長が来庁され、榎野院長から11月末で退任する旨の報告を受けました。

榎野院長には昆布温泉病院に着任以来、23年間の永きにわたり、町民の命を守り、地域医療体制の確立に御尽力いただきましたので、その功績をたたえ、本町から感謝状を贈呈をさせていただきました。

11月28日、金曜日、9時30分から、この日は令和7年度蘭越高校生模擬議会を開催しております。

今回で23回目となる模擬議会ですが、本年も高校3年生の議員か

ら、食を交えての関係人口の増加について、美容企業との連携、高齢者が住みやす町づくり、予防医療の提案、未来のコミュニティやイベントに関する提案、観光事業や空家を活用した事業提案など、高校生ならではの視点で、地域課題を見つけ、学び、考えられた、すばらしい質問、提案をいただいたところでございます。

今後も、高校生が将来のことを真剣に考え、自分たちのまちは、自分たちでつくるという意識を、町政への質問・提案を契機として、より一層高められるよう、蘭越高校の協力も得ながら、模擬議会を開催してまいりたいと考えております。

12月2日、火曜日、18時から、この日は本町の文化の振興・発展に貢献された、字湯里、松本佳世子さん、蘭越町、中兼裕美子さん、字大谷、上野朝子さんの3名に文化功労者表彰を、また、スポーツの普及・振興に貢献された、字大谷、志田英男さん、蘭越町、宮谷内秀樹さん、山本清隆さんの3名にスポーツ功労賞の表彰を行いました。

また、併せて、蘭越町文化団体協議会の表彰並びに蘭越町スポーツ協会のスポーツ表彰が行われ、受賞された方・団体に対し、お祝いのごことばと今後の御活躍をお伝えしたところでございます。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、蘭越町長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、令和7年度蘭越町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、町長、副町長及び教育委員会の教育長の給料並びに期末手当、特別職の非常勤職員の報酬並びに議会議員の議員報酬及び期末手当を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号は、蘭越町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、令和7年人事院勧告の内容を踏まえ、給料表、期末勤勉手当、通勤手当及び宿日直手当について、民間給与との較差に基づき改定を行うものでございます。

議案第3号は、蘭越町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議決をお願いするものでございます。

この条例は、令和7年人事院勧告の内容を踏まえ、蘭越町会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で定める会計年度任用職員の給料表の改定を行うほか、通勤手当等に係る改定の実施時期等の取扱いを定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号は蘭越町職員等の旅費に関する条例の議決をお願いするものです。

この条例は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、本町職員等に係る旅費制度を全体的に改正するため、蘭越町職員の旅費に関する条例の全部を改正するものでございます。

議案第5号は、蘭越町特産品開発事業特別会計条例等を廃止する条例の議決をお願いするものでございます。

この条例は、各特別会計を廃止し、一般会計において引き続き事業を実施していくため、本条例を制定するものでございます。

議案第6号は、後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の指定管理者の指定についての議決をお願いするものでございます。

後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の指定管理者の指定期間が令和8年1月31日をもって満了することから、同施設の指定管理者について、指定するものでございます。

議案第7号は、令和7年度蘭越町一般会計補正予算第7号でございまして、歳入歳出それぞれ6,563万2,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容でございますが、1款から10款までの給料、職員手当等、共済費までの人件費の追加については、給料月額、期末勤勉手当の引上げ等によるものでございます。

議会費については、会計年度任用職員報酬20万1,000円の追加など合わせまして、74万7,000円を追加するものでございます。

総務費につきましては、一般管理費として、新規採用職員募集広告掲載委託料36万3,000円の追加など合わせまして、2,378万9,000円を追加するものでございます。

民生費につきましては、社会福祉総務費高齢者等雪下ろし費用助成事業扶助費104万4,000円の追加など合わせまして、1,148万1,000円を追加するものでございます。

衛生費につきましては、蘭越診療所費として、診療業務委託料1,060万円の減額など合わせまして、345万5,000円を減額するもので

ございます。

農林水産業費につきましては、農業振興費農作物等被害防止有害鳥獣駆除謝礼169万4,000円の追加など合わせまして、980万9,000円を追加するものでございます。

商工費につきましては、交流促進センター雪秩父費修繕料、ポンプ室モーター取替修理ほか75万円の追加など合わせまして、274万9,000円を追加するものでございます。

土木費につきましては、除雪費修繕料、ロータリー除雪車修理120万円の追加など合わせまして、52万3,000円を減額するものでございます。

消防費につきましては、羊蹄山ろく消防組合負担金258万円を追加するものでございます。

教育費につきましては、保健体育総務費体育振興奨励事業35万円の追加など合わせまして、1,845万5,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、地域福祉基金指定寄付金36万円、公共施設整備基金繰入金1億円の減額など合わせまして、歳入総額6,563万2,000円を充当するものでございます。

議案第8号は、令和7年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ57万1,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、会計年度任用職員報酬52万円の追加など合わせまして、57万1,000円を追加するものでございます。

歳入については、前年度繰越金57万1,000円を追加するものでございます。

議案第9号は、令和7年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ312万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、職員給56万8,000円の追加など合わせまして、312万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金278万6,000円の追加など合わせまして、312万7,000円を追加するものでございます。

議案第10号は、令和7年度蘭越町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ33万円の追加をお願いするもの

でございます。

歳出につきましては、北海道自治体情報システム協議会負担金33万円の追加をするものでございます。

歳入につきましては、子ども・子育て支援金制度システム改修事業補助金33万円を追加するものでございます。

議案第11号につきましては、令和7年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ13万7,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、職員給67万2,000円の追加など合わせまして、13万7,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金13万7,000円を追加するものでございます。

議案第12号につきましては、令和7年度蘭越町特産品開発事業特別会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ65万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、会計年度任用職員報酬34万3,000円の追加など合わせまして、65万5,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、前年度繰越金61万7,000円の追加など合わせまして、65万5,000円を追加するものでございます。

議案第13号につきましては、令和7年度蘭越町簡易水道事業会計補正予算第1号でございますが、歳入歳出それぞれ34万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、給料12万6,000円の追加など合わせまして、歳出総額34万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、他会計補助金33万9,000円の追加など合わせまして、34万9,000円を追加するものでございます。

議案第14号については、令和7年度蘭越町農業集落排水事業会計補正予算第2号でございますが、歳入歳出それぞれ24万9,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、給料8万9,000円の減額など合わせまして、歳出総額24万9,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、他会計補助金24万8,000円の追加など合わせまして、24万9,000円を追加するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたし

ます。

以上で、行政報告及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（熊谷雅幸） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（熊谷雅幸） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3番淀谷議員、質問席へ着席願います。

3番淀谷議員。

○3番（淀谷融） 3番淀谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、熱中症対策について質問いたします。

今年の夏は、気温が高い状態が9月頃まで続き、全国的に猛暑が続き暑さの厳しい夏でありました。

本町では暑さをしのぐため、一部の公共施設を開放し住民の熱中症対策を講じられました。熱中症対策の強化のために気候変動適応法が改正され、市町村が冷房施設を有する施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして指定し開放するようになりました。

今後も気候変動による猛暑の影響を受けて熱中症のリスクが年々高まってくるのが懸念されます。町民の健康を守るためにクーリングシェルの指定と開放が求められますが、本町の現状と今後の考え方について伺います。

また、一部の地方公共団体におきましては、高齢者や障害者の熱中症対策としてエアコンの購入費用の助成を実施されております。本町においてもエアコンの購入費の一部を助成することについて、町長はいかがお考えか伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の熱中症対策についての御質問にお答えします。

はじめに、今年の本町における夏の気象状況ですが、最高気温が25

度以上に達する夏日が54日、30度以上の真夏日が17日と、9月の前半まで、厳しい暑さが続いたところでございます。

議員の町民の健康を守るためにも、クーリングシェルターの指定と開放について、本町の現状と今後の考え方についての御質問でございます。

国の熱中症対策として、環境省が熱中症予防情報サイトを設け、予防方法や対処方法、また、指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターなど関連情報を公開し、注意喚起に努めております。

道内では、78市町村がクーリングシェルターを設置し、後志管内においては6町村が設置している状況となっております。

クーリングシェルターの定義としては、危険な暑さとされる熱中症特別警戒アラートが発表された際に、涼しい環境の施設を開放することとなっております。

今年の北海道での熱中症特別警戒アラートの発表はありませんでしたが、それぞれの市町村や事業所の判断で、シェルターを開放している状況となっており、ショッピングモールやスーパーなど民間企業も賛同している状況となっております。

さて、本町の熱中症対策ですが、クーリングシェルターとしての指定施設は現在はありませんが、町民センターを避暑施設としての開放をしており、特に暑さが厳しい8月の3日間を涼みどころとして、勉強や懇談の場として提供し、今年度は13名の利用がございました。

今後も一層気候変動による温暖化が進むことが予想されることから、町民センターをクーリングシェルターの指定を行うとともに必要性を考慮しながら、他の公共施設、民間企業の協力も得ながら指定を推進をし、暑さや熱中症対策に備え、住民の健康を守るという立場で町として示してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、エアコンの購入費用の一部助成についての御質問ですが、道内でも一部町村で実施されており、熱中症対策の一つとして効果があると考えているところでございます。

本町においては、未だ空調設備の整備されていない公共施設もあります。まずは、個人の助成より、一定程度の人が集い利用する公共施設の整備を進めることを優先したいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

いずれにしても、ここ数年の危険を伴う暑さから住民を守ることは行政の責務でありますので、限られた財源や設備の中で、危険を回避し、少

しでも快適な日常生活を送ることができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

今の町長の答弁の中で、現在はないということで、先ほどの答弁の中では町民センターを指定したいというお考えという御答弁でありました。

実は、同僚議員が9月に定例会で、補正予算の部分で庁舎の空調設備設置ってということで質問、質疑をしたときにですね、来年の夏までに整備されて、そこをクーリングシェルターとして利用したいということの答弁がありました。

それで、確認なんですけれども、来年完成したら、庁舎もシェルターとしての義務付けということを指定するということを考えてよろしいのか、お伺いしたいと思います。

また、答弁の中で庁舎っていうか、ほかの公共施設とかそういうところも、今の答弁の中では町民センターというところだけだったんですが、それと今の言った庁舎と、やはりその2か所だけではなかなか難しいというか、地域の住民が避難するのっていうのは大変かなと思っております。

やはり、町内全域の拡大が必要というふうに考えられるんですけれども、先ほど言ったように、公共施設、常時設備していくという御答弁ありましたので、やはりそういう我が町は広大な面積を有しているということで、地域を分散しているということで、その町民センターに集中するんじゃなくて、庁舎とかじゃなくて、やはり各地区にそういう部分を、シェルターを設置するということが非常に良いのかなというふうに思っております。

そういうことで、先ほど答弁もありましたけれども、公共施設を重点的にやっていくということで答弁ありましたので、今、そのへんの考えをちょっともう一度お伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

役場にエアコン設備が設置をされた場合に、クーリングシェルターとしての指定を行う考えがあるかということでございます。

それと併せて、私、答弁の中で、まずはですね、町民センターをクーリングシェルターの指定を行う、それとともに必要性を考慮しながら他の公共施設、それとか民間企業ですね。よくスーパーとか、そういうところもクーリングシェルターとして協力を得ながら行っているという実例もあるというふうに伺いましたので、まず、私はその他の公共施設、町内にある空調設備が設置されている、そういう施設もですね、まず公共施設については、そういう部分の中でクーリングシェルターとして指定をしていきたいというふうには考えているところでございますので、御理解を願いたいと思います。

それと、役場庁舎と今、これから数年かけて行う庁舎を含めた山村開発センター、そういうようなところもですね、まだまだ実は公共施設の部分の中では空調設備が十分に整ってない、そういうところもございますので、そこをですね、重点的にやっていきたいというふうには考えているところです。

それと併せて、実は非常にこれまで議員の皆さんの御協力を得ながらですね、各出張所とか小中学校、さらに保育所、幼稚園、そういう部分については空調設備がですね、設置をすることができて、非常に通園している皆さんからも喜ばれている、そういう状況もあります。

ですから、そういうところも含めながら、民間も含めて、実はこの暑さ対策っていうのは、議員がおっしゃっているとおり、私は非常に大切なことだなっていうふうに思っていますので、そのへん、各施設、そういう部分も十分内部で検討してね、町民が利用しやすい、そんなようなところを考えながらクーリングシェルターとして設置をしていきたい考えはあるということで、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

民間の部分も協力を得ながら、開放していくということで御答弁でありました。

また、そのですね、そのクーリングシェルターの開放ということが基本的には特別警戒アラートが鳴ったときということであるんですけども、先ほど言ったように、今年はなかったんですけども、その部分で開放していくっていうことをされているということで、今後もそのようにしていただきたいというふうに思っております。

その中で、このクーリングシェルターという部分、町民に対してですね、周知方法っていうか、やはりその指定したというところをはっきりさせておかなければならないということがあろうかと思えますけれども、今後のそのへんの指定の部分についての周知方法を強化すべきと思うのですが、その部分ではやはり、今やってる町のマチナビらんこしとか、オフトークとかスマホとかそういった手もあるのかなと思います。また、その指定した施設へのシェルターへの表示ということも必要ではないかというふうに思いますが、そのへんどのようにお考えなのかなと思います。

また、あのですね、この猛暑というのがある地方自治体においては、災害というふうに受けとめて、その防災マップ等に掲載しているというところもあるんですよ。そのへんのところについても、今後、防災マップにそういうシェルターをちゃんと記入していくっていう、そういうことを考えないかもちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の再質問にお答えします。

議員おっしゃっているとおりですね、注意喚起を行うっていうのは、これは非常に重要なことだっていうふうに思います。

ですから、クーリングシェルターを設置してその部分を周知という部分と合わせて、実は暑さ対策っていう、そういう部分を町民の方々にやっぱり理解してもらおうというか、本当に命に関わる部分も出てくる場合あると思いますので、そのへんの住民に対してふれあい通信とか、広報誌とか、マチナビらんこし等を使いながら、危険な内容、対処法などね、そういうことをまず周知を努めたいなという

ふうに思いますし、議員がおっしゃったクーリングシェルターを設置したという周知と、そこにする表示とか、さらには防災マップに掲載することも必要だっていう部分がありましたので、そのへんについては、ちょっと内部ですね、すぐ来年からそれが全てできるかどうかっていうことを含めながら検討させていただきたいなというふうには考えているところです。

いずれにしても、町民の皆さんにこれから暑さ対策の中で対処しなければならない。そして、公共施設にそういう場合については、設置をしてるので、利用してくださいっていう、そういうような注意喚起、熱中症対策の事故を未然に防ぐための対策っていうのは、非常に重要であるというふうに私も認識しておりますので、今、議員からおっしゃった、いろいろな意見等も内部で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

それではちょっとエアコンについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど町長の答弁は個人じゃなくて公共施設のほうを優先していくということで御答弁ありました。

かつては北海道の夏はですね、エアコンなんて不要という時代だったかなと思います。先ほども言いましたように、今では30度を超えるというすごい猛暑になってきているという部分、北海道もありまして、本州並みの暑さということで、やはり北海道のエアコンがとても必要になってきた時代なのかなというふうに思っております。

その中で、先ほど言いました、何て言うのかな。熱中症の場合にはとても命に関わっていくという点もございます。その中で、やはり高齢者とか障害者の方とかなかなかそのエアコン購入するに当たってもですね、なかなかその高額すぎてなかなか買えないという部分がある。年金生活では数十万の、月の部分であつたらそれが1か月分でも飛んでしまうような状況かなというふうに思っております。

そこで、やはり健康を守るため、一つのエアコン、個人に対しての設置というか、助成があってもいいのではないかなと。これもある

町村も設置された、今年からやっている町村をちょっと見たんですけども、やはりそういうところもあったものですから、やはりそういうところも少しこれから考えていかなければならないのかな。

やはり熱中症の、行政っていうのは、住民の生命と財産を守る、この熱中症において生命がどういうふうになって亡くなったら大変なことであるので、やはりそういうところも考えて、こういうところも一つの熱中症対策としてのエアコンに対しての助成も必要ではないかなと思っております。

それで、ちょっと通知してなかった、通告してなかったんですけど、今回、この夏場にこの熱中症で搬送されたっていうか、町内でどのぐらいあったのかちょっとわかんないんですけども、これは後でもよろしいんですけども、後で教えていただければなというふうに思います。

そういうことで、個人、老人、特に高齢者の方々を、そういう障害者の方々の、すごくそういう健康を害するっていうか、そういう部分がありますので、やはりそのへんも検討して、個人に対するそういう助成制度も検討していただきたいと、再度お願いしたいんですけども、町長の答弁をお願いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の御質問にお答えします。

非常に、まずですね、熱中症に関わって救急搬送されたとか、そういう部分は、今、ちょっと資料がないものですから、そのへんのところはちょっと確認して、後で御報告をしたいなというふうに思っております。

それと併せて、高齢者、質問にある高齢者、障害者等を対象とした助成事業が検討できないかっていうことでございますが、もし、これを実施するというふうになるとですね、そういうところには限定しないで町民の中で対象とか、あと、いろんな所得にとかそういうことも含めながら、実は検討しなければならないんじゃないかなというふうには考えているところです。

いろいろ、私も町内を回ってる部分の中では、やっぱり暑いね、暑いねっていうふうなことも聞かれますし、エアコンはどうなのって

言ったら、エアコンのあの風って苦手で、扇風機のほうがいいんだとかっていう、実はそういう方の声も、実は聞かれたこともあります。

ですから、議員おっしゃってる内容については、私も十分理解するところではあるんですが、それをすぐに町民のほうにですね、周知をかけながら助成していくというような部分については、かなりの内部の検討も必要だし、財源的な部分もあるかなというふうに思っております。

他町村の状況を調べますと、上限を、限度としながら10万円を限度として助成しているというようなところもあって、そういう資料もですね、私も見ましたけれども、まずは、先ほど答弁させていただいた公共施設とか、まだ全て全部が整ってない部分もありますので、そちらのほうを重点としながら、そして議員からおっしゃってる、これからますます地球温暖化に伴う暑さ対策、そういうような部分の中で、もっと声が上がってきたりとか、そういうものが必要だというような部分もですね、町民の皆さん、議員の皆さんの意見を聞きながら、検討してまいりたいというふうに考えているところです。

ですから、繰り返しになりますが、今すぐそれを助成するという部分については、かなりの財源が必要となるということから、まずは公共施設を重点的に整備をして、町民の方々がクーリングシェルターとしてですね、利用していただく、そういうことを周知をしながら、暑さ対策に対応していきたいというふうに考えております。御理解ください。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

町長の答弁わかります。理解します。

やはり、これをやるとなれば、その条件とか財政的なものとかいろんな問題が発生してくるかなというふうに理解しております。そういう部分はありますけれども、これから北海道も本州並みに暑くなってくると、そういうこともありますし、町長が言われたとおりですね、町民の意見とかこれからの部分、財政面も大変であるかと

思いますけど、なるべくこれから内部で検討されて、この部分、十分検討していただきたいと思いますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

非常に、議員からおっしゃっている部分については、繰り返しになります。私も非常にできればそういうふうなかたちでやってあげればですね、非常に暑さ対策の効果になるっていう部分は十分理解をしておりますが、それに伴う、繰り返しになります。財源の関係とかですね、いろんな部分がありますので、まずは町民の皆さんが危ないって、災害だって、先ほど議員がおっしゃったので、その災害としての場合に避難する場所、そういうところを、まずきちっとそういう整備をして、町民に理解をしてもらって、いろんな対策をこれからとっていく、これが重要だなっていうふうに考えておりますので、この点については十分、議員からの意見という部分を内部で検討しながら、いろんな町民の声、そういうものを聞きながらですね、また議会のほうにも相談してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（熊谷雅幸） ここで15分間、休憩いたします。

再開は、11時といたします。

2項目目につきましては、再開後に行いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 再開します。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員、2項目目の質問をお願いいたします。

淀谷議員。

○3番（淀谷融） 高齢者の交通安全対策についてお伺いいたします。

高齢化社会が進んでいる中で、高齢者ドライバーによる悲惨な交通事故が報道されることも少なくありません。これから冬を迎え、路面状況の変化によりスリップ・急ハンドル等が原因で交通事故が発生することも懸念されます。高齢者の交通事故を防ぐために運転免許証自主返納制度が推奨されておりますが、本町の運転免許証自主返納の現状、運転免許保有者数・高齢者免許保有者数・高齢者運転免許証自主返納者数と、免許返納後の移動手段の確保についてどのような支援策を講じているのかお伺いいたします。

また、買い物や通院等といった日常生活の足として自動車は切っても切れない移動手段で運転免許証返納に躊躇されている方もおられるかと思えます。

そこで、事故防止対策として既存の自動車に対して後付けの安全運転支援装置、障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置の設置に対する補助制度を設けてはとありますが、町長はいかがお考えか伺います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 淀谷議員の高齢者の交通安全対策についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、本町の運転免許を保有されている方は、令和6年12月末現在で3,000人、そのうち高齢者講習の対象となる70歳以上の方は755人となっております。

また、高齢ドライバーのうち、免許有効期間内に自主返納された方は令和6年には5名、令和7年1月から9月末までには4名という状況でございます。免許更新時に更新せずに失効される方も、人数は把握できませんが、一定数おられると認識しているところでございます。

まず、免許返納後の移動手段の確保に対する支援策についての御質問でございますが、町では免許を返納された方に限らず、らんらん号の運行をはじめとし、それぞれ年齢や課税状況など一定の要件はありますが、社会参加を促進するなどを目的とした福祉ハイヤー料金扶助事業、通院などを支援するための移送サービス、また、社会福祉協議会の高齢者等生活支援事業で買い物支援などを実施し、高齢者等の日常生活の足の確保に努めております。

また、らんらん号の運行については、現在、一部路線で予約制によるデマンド運行の実証実験をしているところであり、その結果を踏まえて、今後、運行方法の見直しや検討を進め、利便性の向上を図ることとしておりますので、御理解を願いたいと思います。

次に、安全運転装置に対する補助制度を設けてはどうかとの御質問でございますが、ドライバーの安全運転を支援するためのサポートカー導入に対しては、令和2年3月から令和3年11月まで、国の補助制度が設けられておりました。

令和3年11月に、衝突被害軽減ブレーキが新車を対象に義務付けされたことなどにより、令和3年11月で終了をしているところでございます。

高齢ドライバーなどの交通事故防止のため、後付けができるペダル踏み間違い時加速抑制装置の取り付けに対する助成については、道内の10市町村が独自の取組として助成を実施しておりますが、安全運転支援装置設置が義務付けられた新車への乗り換え、さらには後付けによる取付装置への不安もあり、申請件数は令和6年度の実績では、4町村が0件、ほかの町村についても2～4件程度と年々減少してきてると聞き伺ったところでございます。

事故防止のため、安全運転支援装置を取り付けたとしても、正しい操作をしなければその役目を十分に果たせないことから、その操作方法の習得も非常に重要であると感じているところでございます。

現在、町では高齢者に対する交通安全教室を開催し、町の交通安全推進委員の講話だけではなく、倶知安警察署交通課の協力を得て、警察署員から直接講話をしていただくなど、様々なかたちで交通安全意識の高揚に努めておりますので、まずは当該装置の役割などの講話を実施をし、ニーズを把握した中で、高齢者の皆さんにとって不安を解消できる必要な事故防止対策の支援、これについて検討してまいりたいと考えておりますので御理解を願います。

いずれにいたしましても、今後とも移動手段の確保や、道路環境の整備などのハード面だけではなく、ソフト面からの各種交通安全教室を通じて必要な情報をお伝えしながら、交通安全に対する啓発活動を継続して交通事故のない安全なまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

今、町長のほうから御答弁がありまして、支援策として、今、らんらん号または福祉ハイヤー、医療、輸送、または社会福祉協議会であったり、買い物支援等の部分でやっている、この部分については常時やっている支援でありまして、この免許を返納したからといってやっている事業ではないというふうに理解しております。

やはりそうじゃなくて、免許を返納した時点でどのような支援策を講ずるかということが必要ではないかと思っております。

それで今、自主返納者の部分と聞いたら、5名から4名と減っていると、やはりその部分で、その支援がなければこの我が町はやはり分散して広いと、やはり移動手段としてはやっぱり車を離せないというのが実情だと思うんです。

そのために、返納させるためには、やはりそれなりの交通手段の支援策っていうか、今、通常やってる部分だけじゃなくて、やはり何かの対応策を講じなければいけないのではないのかなと思っております。

また、今、そのデマンドということで、実証実験やっているということで回っておりますけれども、この部分についても、事前申請、事前に申し込みしなきゃいけないということになっておりますから、やはりその唐突として用事があったときに利用できないという部分もある欠点と、そういう課題もあるかなと思います。やはりそういう部分も返納者に対してどのような支援がいいのかという検討も必要ではないのかなというふうに思っております。

それで、またあのですね、ちょっと調べたら、うち、今のその部分で、町長言われた支援策ということであったんですけども、本町にね、支援策っていう、運転経歴証明書の交付手数料ということに対して支援をされているというふうに思っております。

この部分のこれは何かっていう部分でちょっと調べてみたら、北海道っていうか、北海道が主体となっておりますね、北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度というものがございまして、これは65歳以上の方を対象としておりまして、自主返納した運転経歴証明

書の交付を受けた方、これはその協賛店っていうか、いろんな協力店がありまして、その証明書を提示すると様々なサービスを受けられる制度っていうふうになっているそうでもあります。これも今回調べてわかったんですけども、そういうところのPRも必要なのかなと思っております。

それで、この協賛事業ということで、北海道で令和7年の11月25日現在で360店舗、協賛店が登録されているというふうになっているそうでもあります。またそのほかにですね、札幌の連携、中枢都市圏ということで、札幌圏でもそれをやっている、また旭川市、また管内では余市町でもやっているというふうに、やっているそうでもあります。

それで、こういう事業、うちでもこれをやっているんですけども、その支援として、何て言うかな。経歴証明書の交付手数料っていうのをそういうのを渡していると、それを渡せば、提示すればいろんな特典を受けられるというような制度なんだんですけども、それでちょっとその北海道のこの自主、証明書の交付、何件かっていうことをちょっと調べてみたんですけども、令和6年度で運転免許の件数って1万764件、北海道であって、そのうち65歳以上の方が1万187件、75歳以上が5,796件というふうになっているそうでございます。年齢がだんだん高くなって、なんか減っているようなんですけども、これを自主返納者に対してどれだけの証明書もらってるかってちょっと調べてみたんですけども、6年度で北海道自主返納件数が1万6,594件ということで、先ほど言った、証明書を受けた人が1万764件って、交付率で約65%の方が証明書の交付を受けていると。それを受けているということは、これだけの使っていると、この協賛店に行って何かの特典を受けているというようなことがあります。

そういう部分で、ちょっとこれ提案なんですけども、うちの町としてもそういうような町内の協賛店を募集して、協賛していただけたところを指定すれば、協力していただければいいのかなと思います。そしたら、うちの場合の、自分で考えてる部分ってあって、何て言うかな。例えば、町内でそういう協賛店があったら、うちではらぶちゃんカードのポイントありますよね。使ってる。これをその証明書を提示すれば、2倍から3倍、5倍、そういうような特典を与え

るという、そういう手法の方法もあるんじゃないのかなと思ってます。そのへんも検討されてはなと思っております。

そういうことで、こういう制度もあるということでもあります。そのへん、今、申し上げましたけど、町長どのようなお考えかちょっとお伺いします。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

ちょっと私も勉強不足で、今の議員から行ったですね、経歴証明書の部分の中での特典で、どのような特典が与えられているかっていうのは、ちょっと勉強不足で、今、自分では周知をしてない、周知というより、自分ではそのへんのところをまだ熟知してないところでございます。

それで、議員からおっしゃった、その返納した部分の中で交通手段として民間も含めて何か、その交通手段のことができるようなね、そんな特典とかであれば、非常に今、免許を返納して、その中での対策としては非常に一つの有効手段ではないかなっていうふうには思います。

今の部分については、もう少しちょっと内部でも、今、今日、御提案ありましたので、その部分のところを、実態とどのような店舗で、どのような特典が得られて、それが高齢者の免許返納にどう繋がっていくのかっていうことをきちっと内部で検討した部分の中で、また今の点については協議をしてまいりたいなというふうに感じておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

交通手段の何かの手段がなればということで、今のその特典というのは、各店に何かそれを提示することによって、買い物したらそのこの3割引きとかから割引きとか、そういう特典なんです。店に行って買うっていう、交通手段というんじゃなくて、そういう特典を与えられているということなんであります。

それで、最初に言いましたように、質問したんですけれども、先ほど言った、らんらん号とか福祉ハイヤーとか、そういう部分の買い物とかいうのは常時やっているという、先ほど言った、その以前に、やはりそれらのタクシーでも、その免許支援、免許を返納したら、タクシーの助成券が1年間か1万円でもいいんですけども、そういうものをそれとは別にその返納した時点でそういう制度、なんて言うのかな。助成くれるとか、そういう支援策を講じたらどうかと思うんですよね。ただ今やってるっていう、今、町長、最初答弁されたのは日常、今、経常的にやっている支援、みんながやっている支援策だと、支援というか、事業だと思うんです。そうじゃなくて、免許を返納した時点で、人にはタクシーだったらタクシーのそういう助成券、1年なら1年でもいいんですけども、中には5年とかいろんなやってるところもあるんですけども、そういうような助成制度を設ければ、ある程度、やはり何て言うのかな。交通手段できるのであれば、何とか返納してもいいかなという方もおられるのかなというふうに思います。

それで、うちの場合はその町内ばかりじゃなくて近隣の病院とか倶知安とかそちらに行くっていうところもありますので、バスとかそういう汽車とか、こういうようなところの助成的な支援策も検討されてはいいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 再質問にお答えします。

議員おっしゃってる部分については、非常に返納した方に対して交通手段の確保を図るためにタクシー等の支援を行ってはどうかということですが、これについては様々な観点から、やっぱりそれにやってあげたほうがきっと喜ばれることは間違いのないと思います。ただ、それがやることによって、そしたら1年でいいのか、どれだけの頻度で、どのような部分について利用をするのか、何でもかんでもやる、タクシーで助成するとなると、私は莫大な経費っていうか、そういうものもかかってくると思うんですよね。

それで、今、既存にやってる、そういう事業の中から、今の新たな交通体系システムの中で、デマンド交通というものを、今の町内の

5路線のある部分の中で進めていくことによってですね、実は予約制とか、そういう部分がありますけども、今の停留所に行かなくても自宅まで迎えに行って、自分の蘭越までとか、そういうものはできるということですから、私はこの今の実証制度の中をさらに今後進めていく中で、今の免許返納者だけじゃなく、交通弱者の方々のための制度としては一つ有効な手段ではないかなというふうには考えております。

その5路線っていうふうにするというふうになると、それぞれの車もいるだろうし、それが毎日できるのか、今までどおり、週何回で方面別に行くのか、そんなようなこともいろいろ検討した中で進めていかなければならないものですから、今、議員がおっしゃった全ての方に対して有効な本当の手段なのかっていうのは、それは完全ではないというふうには考えております。

ただ、議員がおっしゃった、そのタクシー券を返納の部分の中での一つの方法としては理解ができますが、それを全てやるというふうになると、その返納者だけで良いのか、そういう弱者対策として、そういうものが行って行ってほしいという、そういうこともきっと出てくるんじゃないかと思imasるので、このへんのところはやっぱりかなり検討した部分の中で進めていかなければならないのではないかなというふうには思っております。

ですから、あの町がいろんな支援策をとることっていうのは、これは必要な部分がありますけれども、いろんな、先ほど言った、私は民間の何か力を部分の中でそういう特典があって、そんなのが何かできるのかなっていうふうにちょっと思ったんですが、今、議員からお話を伺った中ではそうではなさそうな部分がありましたので、やはり蘭越町の交通弱者対策というものを全体的な部分から見ながら、これはやはり検討しないと、一つの部分だけを重点的にやったとしても、いろんな中でですね、また拡大、拡大とか、そういうような対策を講じてこなければならぬ部分も考えられますので、このへんについては、もう少し内部で検討しながら進めたいなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

確かにいろいろあるかと思えますけれども、今、町長言われたように、先ほど、何回も繰り返すんですけど、全体的にやってる事業じゃなくて、この特化した、この免許返納に対しての特化した支援策はどうかということによっております。

それで、それがずっとやって、ずっとやるんじゃないで、一時のみ、ただこれやったら一時、1年なら1年でもいいし、その時だけでもいいという。そういうときの一つの区別をして、支援策としてやるべきというようなことで御理解いただきたいというふうに思っております。

それと次に、交通安全、すいません。支援装置についてちょっとお伺いしたいんですけど、先ほどの部分で新車への乗り換えとか、町長が言われたように、その国の、今までその国で、その部分のサポート車として補助されてたということがありまして、それがなくなった令和3年ということになってから、町村独自で、各自でそれらの補助制度をされているってということだということはおわかっております。

その中で、そのなかなか、先ほども言った高齢者っていうのは、なかなか所得もないということで、新車の切り替えとかなかなかできないと。今の新しい車は全部それらの装置がついているからあるんですけども、やはりその高齢者とか、今、使ってる方の、なかなか新車への切り替えできないという部分があれば、やっぱりその現状のその装置の付いてない車に乗って動かなきゃならないという状況であります。

その人によっては、そういう安全装置を付けてなんとか心の安らぎというか、そういうものも持ちたい方もおられると思うんですね。それで、やはりそういう方もおられるということもありますので、やっぱりそういう装置について、補助制度っていうかね、つけて、確かに使わないかもしれない先ほど言ったようにだんだん減ってきているということも言われておりましたけれども、やはり中にはつけたいという方もおられるっていう、わからないんですけども、そういう方もおられるかもしれない。この部分の装置の補助制度についての部分で、こういう制度を実施する、また高齢者とかそ

ういうところにアンケートをとってみて、なければやらない。何て言うのかな。必要なければという、一つのアンケートをとってやる方法もあるのかなというふうに思います。

それで、本当に、先ほどその支援策と同じなんですけど、やっぱりここ先ほど言ったように、うちは広いという、面積広いということで分散されている、やはり車がどうしても必要になってくるという環境であるので、できればそういう新車買えない、またはそういう中古っていうか、車に乗って安全装置を付けていけば何とか完全には事故はなくすることは難しいんですけど、一部でもそういう効果があるということが考えられますので、やはりそういうところも検討すべきって、やらないのではなくて、検討されて実施してはというふうに思うんであります。

もう一度、町長の御答弁いただきたいと思います。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の御質問にお答えします。

最初に答弁を申し上げた部分ですが、実は、やはりそれを付けてもですね、付けて支援しても、その部分をきちっと理解をして、そしてこういうときにこうなんだっていう部分を、わかった部分の中で運転しないと、やっぱりそれは事故に繋がっていく一つの要因だっているというふうに考えております。

先進的な技術っていうのは、安全運転を支援するっていうことだけでも、それをきちっとわかってなければ、それは事故を完全に防ぐものではないっていうふうにも思っております。

ですから、答弁申し上げた中では、高齢者の運転技術の講話とかですね、研修っていうのがありますので、そういう中で、まずこういうことがありますよというニーズを把握するとともに、高齢者の皆さんにとって不安を解消できる、これが不安を解消できるものなのか、やっぱりそこをきちっと認識した部分の中で、私は町としての支援策を講じていきたいということで答弁を申し上げたところでございます。

ですから、やはりソフト面というか、そういうものをきちっと今の高齢者の方々にも認識してもらいながら、これをつけたからって

絶対安全ではないし、きちっとこういう対応を必要だと、これは非常にいいもんだというような声とかですね、そういうものがニーズがあったらこれは検討していきたいっていうふうに答弁を申し上げたところでございますので、そのへんのところは、まずは高齢者の方々のいろんな御意見とか、研修会ありますから、そういう中で話を進めながら対策について講じてまいりたいというふうに感じておりますから御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） 淀谷議員。

○3番（淀谷融） ありがとうございます。

先ほど言いました高齢者交通安全支援ということで、町長が言われた高齢者の安全講習会とか、そういう部分で、先ほどあった運転経歴免許証明書を交付していただければこういう事業があるとか、そういうところのPRというか、周知も徹底していただきたいと思っています。

また、先ほど町長も言われました、この安全装置のその重要性、何て言うのかな。確認についても、こういう制度もあるんだけど、それがあってっていう、そういうことも説明していただければなというふうに思っております。

どちらにしても、やはり交通安全というか、高齢者の交通安全、大変多くなって、気をつけていただかなければならないということもありますので、今後もですね、高齢者向けとかパンフレットとかいろんな部分で高齢者の交通安全運動についてですね、PRしていただきたいと思っています。

○議長（熊谷雅幸） 金町長。

○町長（金秀行） 議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃっていただいたとおり、今回の質問の中で十分、議員のおっしゃってる部分とか、そういう部分は私も理解をする部分もでございます。

やはり、1人でも交通事故のない安全なまちをつくるっていうの

は誰しも願いですし、そのために町民の皆さんの御協力をいただきながら、黄色い旗の波も6期60日とか、そういう部分の中で地道に活動しながら、交通安全に努めようという部分の中で各種やっております。

ですから、今やってる部分と今日、議員からいただいた御意見の中で、今後とも交通安全に対する啓発活動っていう、そういうものも十分大事だなっていうふうに感じておりますので、そのへんのところは担当課のほうとも十分協議をしながらですね、また今、それ以上に何かできるものとかソフト面も含めながら、住民に啓発活動を行える、そんなようなことも行ってですね、交通事故のない安全なまちづくり、そういうものに努めていければというふうに考えておりますので御理解を願います。

以上です。

○議長（熊谷雅幸） よろしいですか。

これをもって、淀谷議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

○議長（熊谷雅幸） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午前11時26分 延会